建築物移動等円滑化基準チェックシート

<u>]建物名</u>		

□設計者氏名

※該当する項目で適合する場合はチェック欄に「〇」を記入し、備考欄に該当する場合は数値等を記入。 ※特定施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

一般基準

		1	T
	チェック項目	チェック欄	備考欄
廊下等	①表面は滑りにくい仕上げであるか		
(第11条)	②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1 ※2		告示適用 有·無
階段	①手すりを設けているか (踊場を除く)		
(第12条)	②表面は滑りにくい仕上げであるか		
	③段は明度、色相、彩度の差が大きい事により識別しやすいものか		
	④つまずきの原因となるものを設けていないか		
	⑤点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) ※3 ※2		告示適用 有・無
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか		
傾斜路	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)		免除 有·無
(第13条)	②表面は滑りにくい仕上げであるか		
	③前後の廊下等と明度、色相、彩度の差が大きい事により識別しやすいものか		
	④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※4 ※2		告示適用 有・無
便所	①車椅子使用者用便房を設けているか (1以上)		
(弗14余)	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか		
(第14条) - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
	(3) 高齢者、障害者等が円滑に利用する事が出来る構造の水洗器具(オストメイト対応)の設置(1以上)		
	②床置式の小便器、壁掛式(受け口の高さが35cm以下)を設けているか (1以上)		
ホテル又は旅	①客室総数50以上の場合、車椅子使用者用客室を設けているか(客室総数の1%以上(小数点以下切上))		客室総数 室
館の客室 (第15条)	②客室の構造	_	
	(1) 便所内に車椅子使用者用便房が設けているか※5		免除 有・無
	イ 出入口の幅が80cm以上であるか		cm
	ロ 戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に高低差がないか		
	(2) 車椅子使用者用浴室またはシャワー室を設けているか※6		免除 有・無
	イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
	ロ 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
	ハ 出入口の幅が80cm以上であるか		cm
	ニ 戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に高低差がないか		
敷地内の通 路	①表面は滑りにくい仕上げであるか		
四 (第16条)	②段がある部分	_	
	(1) 手すりを設けているか		
	(2) 明度、色相、彩度の差が大きい事により識別しやすいものか		
	(3) つまずきの原因となるものを設けていないか		
	③傾斜路	_	
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		免除 有・無
	(2) 前後の通路と明度、色相、彩度の差が大きい事により 識別しやすいものか		
駐車場	①車椅子使用者用駐車施設を設けているか (1以上)		
(第17条)	(1) 幅は350cm以上であるか		cm
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けているか		

- ※1 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 不特定多数の者が利用又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※3 告示で定める以下の場合を除く
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合

- ※4 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ·高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※5 以下の場合を除く
 - ・当該客室が設けられている階に、不特定かつ多数のものが利用する 車椅子使用者用便房が1以上設けられている場合を除く
- ※6 以下の場合を除く
 - ・当該建築物に不特定かつ多数のものが利用する 車椅子使用者用浴室等が1以上設けられている場合を除く

移動等円滑化経路 (利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)

特定施設等	チェック項目	チェック欄	備考欄	
(第18条第2 項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除)			
出入口	①幅は80cm以上であるか			cm
(第二号)	②戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に高低差がないか			
廊下等	①幅は120cm以上であるか			cm
(第三号)	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか			
	③戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に高低差がないか			
傾斜路	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか			cm
(第四号)	②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		勾配	/
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		cm	@ cm
昇降機	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか			
(第五号)	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか			cm
	③籠の奥行きは135cm以上であるか			cm
	④乗降ロビーは高低差がなく、150cm角以上であるか		cm	× cm
	⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか			
	6 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか			
		_		
	(2) 籠の幅は140cm以上であるか			cm
	(3) 籠は車椅子が転回できる形状か			
	⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1	_	告示適用	有∙無
	(1) 上記①から⑧を満たしているか			
	(2) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか			
	(3) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか			
	(4) 籠内又は乗降口ビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			
特殊な構造又	①エレベーターの場合	_		
は使用形態 の昇降機	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか			
の弁阵機 (第六号)	(2)籠の幅は70cm以上、かつ奥行きは120cm以上であるか		cm	× cm
	(3)籠の床面積は十分であるか (車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)			
	②エスカレーターの場合	 		
	(1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示台1417号第1ただし書のもの)であるか			
敷地内の通	①幅は120cm以上であるか			cm
路 (第七号)	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか			m以内
(先しち)	③戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に高低差がないか			
	4)傾斜路	† –		
	(1) 幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか			cm
	(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		勾配	/
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は免除)		免除 有・	
(第18条第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		20 M. (1)	7113
標識	(1) 昇降機、便所または駐車施設の付近に、標識を設けているか			
(第19条)	②高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、標識の内容がJISZ 8210に適合しているか			
案内設備又	①昇降機等、便所又は駐車施設の配置を標示した案内設備、又は案内所があるか ※2		免除 有・	#
は	②昇降機等又は便所の配置を点字等により視覚障害者に示す案内設備、又は案内所があるか		JUMN FI	***
案内所 案内設備又	①道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路としているか※3 ※4		告示適用	有∙無
案内の備入 は 案内所までの 経路	(1) 線状プロック等・点状プロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除)		H -3 - AEZ/13	13 VIIV
	(2) 車路に接する部分に点状プログラを敷設しているか			
(第21条)	(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状プロック等を敷設しているか ※5		告示適用	右∙無
W. 4 =	る以下の場合を除く ※4 不特定多数の者が利用又は主として視覚障害者が	 	l .	"一带

- ※1 告示で定める以下の場合を除く
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 昇降機等を容易に視認できる場合は除く
- ※3 告示で定める以下の場合を除く
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・案内所から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで 視覚障害者を円滑に誘導する場合
- ※4 不特定多数の者が利用又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※5 告示で定める以下の部分を除く
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

ᆂᄮᄽᆉ	中中セをへ		~ /C \# !- BB 7 \	夫律施行令第10条第2項	C/- 1 7
- 松子	"管里安里(1)	拉前生/// 山一点//	ハルは、生に関する。	工律協行会第10条第2度	31 ⁻ FA

左 🛭 🗆

建築物移動等円滑化基準チェックシート【条例対象小規模特別特定建築物用】

□建物名		
□設計者氏名		

【ご注意ください】

*条例により<u>付加基準</u>が設けられている場合があります。 付加基準が設けられている場合は、本チェックシートの項目に加え、<u>当該付加基準</u> への適合チェックも行ってください。

*条例に基づく「建築物移動等円滑化基準チェックシート」が定められている地域は、 本シートではなく地域で定めるチェックシートを記入の上、提出してください。

※該当する項目で適合する場合はチェック欄に「〇」を記入し、備考欄に該当する場合は数値等を記入。

※特定施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

移動等円滑化経路 (利用居室に至る1以上の経路に係る基準)

特定施設等	チェック項目	チェック欄	備考欄	
(第18条第2 項第一号)☆	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除)			
出入口 (第二号)☆	①幅は80cm以上であるか			cm
	②戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に高低差がないか			
廊下等	①表面は滑りにくい仕上げであるか			
(第三号)☆	②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1 ※2		告示適用	有∙無
	③幅は90cm以上であるか			cm
	④区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか			
	⑤戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に高低差がないか			
傾斜路	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)		免除 有・無	ŧ
(第四号)☆	②表面は滑りにくい仕上げであるか			
	③前後の廊下等と明度、色相、彩度の差が大きい事により識別しやすいものか			
	④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※3 ※2		告示適用	有∙無
	⑤幅は90cm以上であるか			cm
	⑥勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		勾配	/
	⑦高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		cm@	cm
昇降機	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか			
(第五号)☆	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか			cm
	③籠の奥行きは135cm以上であるか			cm
	④乗降ロビーは高低差がなく、150cm角以上であるか		cm ×	cm
	⑤籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか			
	⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか			
	⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか			
	⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	_		
	(1) 上記①から⑦を満たしているか			
	(2) 籠の幅は140cm以上であるか			cm
	(3) 籠は車椅子が転回できる形状か			
	⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※4	_	告示適用	有∙無
-	(1) 上記①から⑧を満たしているか			
	(2) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか			
	(3) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか			
	(4) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			

特殊な構造又	①エレベーターの場合	_		
は使用形態 の昇降機	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか			
(第六号)☆	(2)籠の幅は70cm以上、かつ奥行きは120cm以上であるか		cm× c	cm
	(3)籠の床面積は十分であるか (車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)			
	②エスカレーターの場合	_		
	(1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示台1417号第1ただし書のもの)であるか			
敷地内の通	①表面は滑りにくい仕上げであるか			
路 (第七号)☆	②段がある部分	_		
	(1) 手すりを設けているか			
	(2) 明度、色相、彩度の差が大きい事により 識別しやすいものか			
	(3) つまずきの原因となるものを設けていないか			
	③傾斜路	_		
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		免除 有·無	
	(2) 前後の通路と明度、色相、彩度の差が大きい事により 識別しやすいものか			
	④幅は90cm以上であるか		(cm
	⑤区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		m以	.内
	⑥戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に高低差がないか			
	⑦傾斜路	_		
	(1) 幅は90cm以上であるか		(cm
	(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		勾配 /	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は免除)		免除 有·無	
(第18条第3項)	⑧上記①から⑦は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る			
標識	①昇降機、便所または駐車施設の付近に、標識を設けているか			\sqcap
(第19条)	②高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、標識の内容がJISZ 8210に適合しているか			

☆バリアフリー法施行令第25条により適用

- ※1 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 不特定多数の者が利用又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※3 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ·高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 告示で定める以下の場合を除く
 - ・自動車車庫に設ける場合